

学校の部活動に係る活動方針

船橋市立

法典小学校

校長名

中野 誠

◆教育目標

『自ら進んで行動する児童の育成』

○学ぶ子（学習づくりのできる子）○豊かな心の子（関係づくりのできる子）○身体をきたえる子（健康づくりのできる子）

◆部活動の基本方針

1. 設置クラブ

クラブ	対象児童	主な活動内容	主な活動場所
法典MBC	3年生以上の女子児童	ミニバスケットボール	体育館
法典陸上クラブ	4年生以上の児童	陸上競技	大校庭
法典小学校吹奏楽部	4年生以上の児童	吹奏楽	音楽室

2. 基本的な考え方

- 指導者は法典小学校職員とする（校長の承認を経て委託された指導者は可）
- 法典小学校の正課時（8:10～下校指導終了時）外の活動とする。ただし、休業中の活動はこの限りではない。
- 活動時間は必ず指導者（本校職員）がつく。自主練習は指導者が在校し、すぐトラブルに対処できる状態でのみ行える。
- 指導者は各月の活動計画を作成し、校長に報告し、掲示などで全職員に明示すると共に保護者にも通知する。
- 活動中事故が発生した場合は、すぐに活動を中止し事故の対処にあたる。病院の搬送などの必要が生じた場合、指導者がそれにあたる。
- 課外クラブの活動と学校・学年・学級の活動が重複する際は、学校・学年・学級を優先する。
- 活動の成果に対し、学校だよりや集会などで全児童に紹介する。

3. 会計

- 課外クラブ部員から徴収した活動費（部費）、PTAなどの諸機関からの補助金について、その使途を明らかにしておく。
- 上記の会計は必ず出納簿を作成し、会計年度末に監査を受け、校長および各部の保護者に報告する。
- 物品の購入の必要が生じ、部費以外に児童より金銭を徴収する際は、事前に校長・保護者とよく相談して実施する。

4. 対外活動

- 対外活動は児童・保護者および指導者の負担が過重にならないように計画する。
- 対外活動参加については、事前に校長に報告し承認を得る。
- 児童の移動は公共交通機関を利用することを原則とする。ただし、保護者の了承のもと別の移動手段をとることもあり得る。
- 資材の運搬などは運搬業者に依頼をする。やむを得ず保護者の自家用車などを利用する場合の事故発生時の対処などについては、保護者の了承のもと保険などで対応する。
- 傷害保険が掛けられていない大会などには参加しない。

5. その他

- 活動時間に関しては「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準ずる。
- 課外クラブ部員が各学級・学年内で特定の集団を形成しないように指導する。
- 活動状況・出欠状況で気になる児童については、担任と十分に連絡をとり指導にあたる。
- 職員会議日は原則として午後の練習をもたない。
- ミニバスは社会体育に向けての移行期間